

付 議 第10号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則 の一部を改正する規則議案

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、関係規則について規定の整備をしようとするものである。

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

教 育 委 員 会 規 則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定により」を「規定による」に、「以下「許可施設等」という」を「同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「以下「武道場」を「第5項において「武道場」に改め、「別に」を削る。

第6条中「第7条の規定による」を「第7条に規定する」に、「第12条第1項の規定による」を「第12条に規定する」に改め、「（以下「使用料」という。）」を削る。

第11条中「利用者は、」を「利用者は、許可施設等の」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「若しくは」を「若しくは許可施設等の」に改める。

第15条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第17条中「別に」を削る。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
				氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
		電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(利用の許可の申請)

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可施設等(同項に規定する許可施設等をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が 定める利用許可申請書を提出しなければならない。

第2条 条例第5条第1項の規定により許可施設等(以下「許可施設等」という。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、教育委員会に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項並びに次条第1項、第4条から第6条まで、第9条、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(第5項において「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が 定める利用許可申請書を提出しなければならない。

3 第1項又は前項の規定による申請は、当該利用を開始する日の10日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項並びに次条第1項、第4条から第6条まで、第9条、第13条及び第14条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。この場合において、個人が練習のため武道館の本館の試合場若しくは練習場又は分館(弓道場)(以下「武道場」という。)に係る利用の許可を受けようとするときは、あらかじめ、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

4・5 略

4・5 略

(利用料金等の納付の時期)

(利用料金等の納付の時期)

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条に規定する利用料金又は条例第12条に規定する使用料

第6条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第7条の規定による利用料金又は条例第12条第1項の規定による使用料(以下

_____を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、許可施設等の利用が終わったとき又は条例第6条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは許可施設等の利用を停止させられたときは、直ちに武道館の備品等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第15条 略

2 条例第16条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款_____、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育長が_____定める。

第10号様式(第15条関係)

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

「使用料」という。)を当該利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、当該利用の後に納付することができる。

(利用終了後等の整理)

第11条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第6条の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに武道館の備品等を所定の位置に戻し、武道館の関係職員の点検を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第15条 略

2 条例第16条第2号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(4)・(5) 略

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第10号様式(第15条関係)

申請書

[別紙参照]

(新)

第10号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ					
	名称					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
		電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)					
	電話番号		ファクシミリ番号			

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

(旧)

第10号様式 (第15条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

指定管理者指定申請書

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条の規定により高知県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申	フリガナ			
	名称			
請	代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
電話番号			ファクシ ミリ番号	
者	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 —)		
		電話番号		ファクシ ミリ番号

関係書類

- (1) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第16条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第15条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類